

市の支援制度とあわせて 【フラット35】を利用される方へ

【フラット35】地域連携型

渋川市は、住宅金融支援機構と連携し、令和4年6月1日から【フラット35】地域連携型を開始しています。
【フラット35】地域連携型は、渋川市の対象支援制度とあわせて利用することで、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げることができる制度です。

毎月の返済額・総返済額の試算（比較）

【試算例】借入額3,000万円（融資率9割以下）、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.80%の場合

子 【子育て支援】
当初5年間
年▲0.5%

空 【空き家対策】
当初5年間
年▲0.5%

【フラット35】より
総返済額が約80万円お得！

地 【地域活性化】
当初5年間
年▲0.25%

【フラット35】より
総返済額が約40万円お得！

（参考）住宅金融支援機構【フラット35】 <https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html> (2024/10/30)

対象支援制度

移住者住宅支援事業助成金

市内に住宅を取得して市外から転入する人に、**最大120万円**（加算額を含む。県外被災者移住支援該当者は150万円、特別加算該当者は最大250万円）を助成

地 助成金の利用予定者

空 助成金の利用予定者かつ
助成金の加算項目「中古住宅取得」の該当者

- 提出書類 ■ ※助成金の交付申請前に
- ・【フラット35】地域連携型利用申請書
 - ・助成対象住宅の仮契約書若しくは本契約書の写し
 - ・助成対象住宅の案内図、各階平面図

担当：市民協働推進課移住定住支援係 0279-22-2401

空家跡地活用定住者住宅支援事業助成金

渋川市内にある空家を解体し、解体工事完了日以後2年以内の工事請負契約締結により、同地番に新築住宅を取得した若者世帯（40歳未満）に**最大60万円**を助成

空 助成金の利用予定者

- 提出書類 ■ ※助成金の交付申請前に
- ・【フラット35】地域連携型利用申請書
 - ・対象空家等を解体したことが証明できる書類等
 - ・助成対象住宅の仮契約書若しくは本契約書の写し
 - ・助成対象住宅の案内図、各階平面図



居住誘導区域定住促進事業補助金

居住誘導区域（渋川市役所周辺・渋川駅周辺及び八木原駅周辺）に住宅を新築又は購入する市民に**最大60万円**を補助

地 補助金の利用予定者

子 補助金の利用予定者かつ
補助金の加算項目「子育て加算」の該当者

- 提出書類 ■ ※補助金の認定申請と同時にそれ以降に
- ・【フラット35】地域連携型利用申請書
 - ・子育て支援の利用の場合、住民票若しくは母子手帳の写し

担当：都市政策課計画係 0279-22-2073

空家活用支援事業補助金

20万円以上の空家リフォームに対し工事費の10分の1、**最大50万円**（加算額を含む）を補助

空 補助金の利用予定者

- 提出書類 ■
- ・【フラット35】地域連携型利用申請書

担当：建築住宅課指導係 0279-22-2072

利用方法

市の対象支援制度担当課へ【フラット35】地域連携型利用申請書等を提出してください。（申請書は、各助成金・補助金ごとに異なります。）要件などを確認後、【フラット35】地域連携型利用対象証明書を交付しますので、【フラット35】借入契約までに取扱金融機関へ提出してください。

■注意事項■

【フラット35】地域連携型利用対象証明書は、対象支援制度の交付及び【フラット35】の借入れを確約するものではありません。

市のホームページ
二次元コード



住宅金融支援機構の
ホームページ
二次元コード

